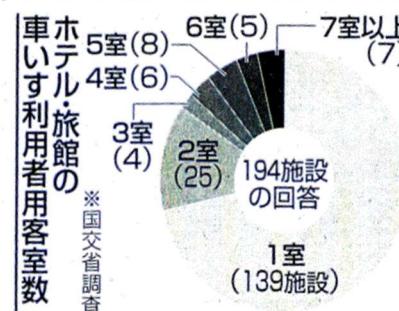


※606施設の複数回答、  
国交省調査



※ 国交省調査

# 車いす用客室 拡充遠く

## 基準満たすホテル・旅館は3割のみ

車いす用客室の拡充に向け、総客室50室以上の宿泊施設を新設する場合に1室以上設けるとした現行基準の見直しを検討し、今夏ごろに方針を取りまとめる。調査は主に業界団体を通じて昨年10～12月に実施。団体所属の延べ計約1万9千施設などのうち、606施設から回答があった。総客室数の内訳は50室以上が448施設、49室以下が156施設、無回答が2施設。

使用者用客室の有無は複数回答で、トイレ・浴室の出入りを満たした客室があると答えたのが194施設(32%)、基準は満たさないが、バリアフリー客室があると答えたのが99施設(16%)、基準を満たした車いす用客室があるが、どちらもない6施設(1%)、無回答が1施設(1%)だった。

車いす用客室があると答えたのが99施設(16%)。一方、どちらもないとしたのが312施設(51%)、無回答は6施設だった。

基準を満たした客室があると答えた194施設の室数は計368室で、606施設の総客室数10万2766室に占める割合はわずか0・4%。施設ごとでは1室が最も多く139施設(71%)、次いで2室が25施設(12%)、平均は1・9室だった。

バリアフリー法が施行された06年12月以降に建設され、延べ床面積が2千平方メートル以上、客室の総数が50室以上、客室の面積が2千平方メートル以上、客室を1室以上設けることが義務付けられている。

国交省は昨年12月、基準見直しのための有識者検討会を開設。担当者は車いす用客室の数に関し「十分とは言い難い。障害者団体や業界団体の生の声を基に、どういった基準が妥当か検討したい」と話している。

DP-I（障害者インター  
ナショナル）日本会議の今西正義、バリアフリー担当顧問の話。車いす利用者用の客室を備えた宿泊施設でも、国の基準で定められた最低限の1室か2室しかないと、想定通りだが少なすぎて論外だ。「障害者のための客室」ではなく、「全ての客室を誰もが使うことのできるユニバーサルデザインにしていくことが重要だ。一方、今回の調査は回収率が低く、2020年東京五輪・パラリンピック後の観光立国を目指すなら、障害者の声を取り入れた調査がさらに必要だろ

2020年東京五輪・パラリンピックを控え、国土交通省が全国のホテルや旅館のバリアフリー化に関して調査した結果、車いす利用者用の客室を備えた施設は回答した約600施設の3割にとどまることが3日、分かった。車いす用の客室がある施設でも7割は1室のみで、整備が十分に進んでいない傾向がうかがえる。

## 東京五輪・パラ控え全国調査



車いす利用者用客室

の設置基準 バリアフ

リー法に基づく国の基準で、延べ床面積が2千平方メートル以上、客室総数が50室以上の宿泊施設には1室以上設けることを義務化している。違反した場合は自治体が是正を命じ、従わない場合は300万円以下の罰金。49室以下の施設も設置の努力義務が課せられている。同法とは別に、国土交通省は客室が200室以下の施設は2%以上、200室を超える施設は1%に加え2室以上設けることが望ましいとの基準を設けているが、強制力はない。